

佐賀県公示（会第3557号の2）

佐賀県財務規則に基づくかいの出納員となる者の指定（平成29年11月20日会第2495号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月25日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
所管部等	かいの名称	出納員に指定する職	所管部等	かいの名称	出納員に指定する職
略			略		
産業労働部	関西・中京事務所	副所長	産業労働部	関西・中京事務所	副所長
	有田窯業 <del>大学</del> 学校、工業技術センター	総務課長		工業技術センター	総務課長
	窯業技術センター	企画総務課長		窯業技術センター	企画総務課長
	産業技術学院	総務企画課長		産業技術学院	総務企画課長
略			略		